

令和7年度版

農業制度資金のしおり

社会環境の変化に対応した持続可能な農林水産業づくり



岡山県マスコット「ももっち・うらっち」

令和7年5月

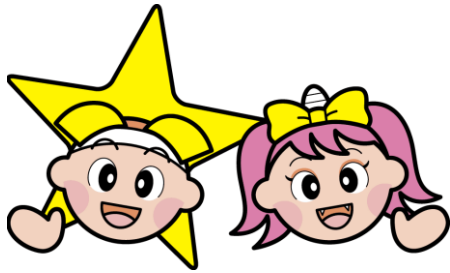
相談は・・・

このしおりでは、主な融資制度の借入資格や要件等の概要を紹介していますので、借入を希望される方は、詳細について最寄りの農業協同組合(JA)・農林中央金庫岡山支店・株式会社日本政策金融公庫岡山支店・銀行・信用金庫等の各金融機関、市町村、各県民局・広域農業普及指導センターへご相談ください。

担 当 部 署 名		郵便番号	住 所	電話番号
備前県民局	農業振興課	700-8604	岡山市北区弓之町 6-1	086-233-9826
	農畜産物生産課(畜産班)			086-233-9828
	備前広域農業普及指導センター			086-233-9845
備中県民局	農業振興課	710-8530	倉敷市羽島 1083	086-434-7031
	農畜産物生産課(畜産第一班)			086-434-7033
	備南広域農業普及指導センター			086-434-7047
	備北広域農業普及指導センター	716-8585	高梁市落合町近似 286-1	0866-21-2850
	農畜産物生産課(畜産第二班)	718-8550	新見市高尾 2400	0867-72-9166
美作県民局	農業振興課	708-8506	津山市山下 53	0868-23-1469
	農畜産物生産課(畜産第一班)			0868-23-1310
	美作広域農業普及指導センター			0868-23-1513
	農畜産物生産課(畜産第二班)	717-8501	真庭市勝山 591	0867-44-7564
岡山県農林水産部組合指導課		700-8570	岡山市北区内山下 2-4-6	086-226-7418

※本しおりの貸付利率は、令和7年5月19日現在の利率を表しています。

制度資金は、「長期、低利」で 借りることができます。



岡山県マスコット「ももっち・うらっち」

制度資金は、政策目的のために、
国や県の財政資金を活用してい
ますので、長期、低利となってい
ます。

制度資金の借入に当たっては、こんな点に気を付けてください。

1 合理的な計画を立ててください。

借入を希望される方は、これまでの経営状態を踏まえ、経営の規模拡大、改善等による増収額や各年の償還額等を考えて、合理的な計画に沿って制度資金をご利用ください。

2 貸付決定又は利子補給承認前の事業着手はできません。

貸付決定又は利子補給承認前に事業着手した場合や既に事業完了している場合には、貸付け又は利子補給の対象とはなりません。

また、融資後に事前着工が判明した場合は、一括償還の対象となります。

3 制度資金の併せ貸しはできません。

同一の施設等について、二つ以上の制度資金を併せて利用することはできません。二つ以上の資金を併用する場合は、対象となる事業をきちんと区分する必要があります。

4 法手続を済ませてから申請してください。

関係法令の許認可等が必要な事業については、事前に必要な手続を終了してから申請してください。（農業振興地域の整備に関する法律、農地法、建築基準法等）

5 変更等が生じたら関係機関に相談してください。

事業内容を変更する際には、一定の条件があります。やむを得ない事情で変更したい場合は、必ず事前に相談してください。

6 資金の受け払いは確実に記録してください。

支払先からは必ず領収書、請求書、契約書を受け取ってください。

（この領収書等が事業費支払の証拠書類となります。）

工事契約書、見積書、納品書、請求書等は返済が完了するまで、借入関係の書類とともに保管してください。

また、事業の経理状況を明確にするために、借入者名義の別段預金口座を利用し、自己資金を含め資金の受入れ、支払いに際して、そのつど通帳に記録が残るようにしてください。

（貸付金が入金されたら早急に支払いを済ませ、預金口座に貸付金が滞留しないようにしてください。）

7 借受けた資金は計画以外には使えません。

資金で取得、造成した機具・施設等は、借入目的以外に使用・譲渡・交換・貸与・使用中止・運営の他人への委託等が禁止されています。また、借受けた資金は当初に計画した資材、機械等の支払い以外の用途には使用できません。これに違反した場合は、一括償還又は利子補給の打ち切り等になります。

8 事業完了後は実績の確認を行います。

事業完了後は、領収書等に基づき実績事業費を確認します。また、借入に係る事業の確認検査にご協力いただくことがあります。

9 当初の計画どおり償還しましょう。（繰上償還を除く。）

償還金を延滞した場合は、約定により遅延損害金が課せられたりします。また、償還について誠意がないと認められた場合や償還が不能であると認められた場合は、差入担保の処分、保証人への弁済請求という事態に至ることは一般の資金と同様です。

なお、罹災や疾病等の場合は、償還条件の緩和について相談することができます。

こんなとき、こんな資金が利用できます。

こんな資金 (資金名) こんなとき (対象事業)		日本政策金融公庫					JA・銀行・ 信金など		JA	(参考)
		農業経営基盤強化資金 (スーパージ資金)	経営体育成強化資金	農林漁業セーフティネット資金	農業改良資金	青年等就農資金	農業近代化資金		農業経営改善促進資金 (スーパージ資金)	畜産特別資金
		認定農業者	その他の担い手	認定農業者・ その他の担い手	六次産業化法や 農工商等連携促進 法の認定者等	認定新規就農者	認定農業者	その他の担い手	認定農業者	
農地	農地を取得したいとき	○	○				○	○		
	農地の賃借権を取得したいとき	○	○		○	○	○	○		
	農地を改良したいとき	○	○		○	○	○	○		
農業用施設・機械を取得したいとき		○	○		○	○	○	○		
農機具等をリースで取得したいとき		○	○		○	○	○	○		
導入作物の 拡大	果樹の植栽・育成費が必要なとき	○	○		○	○	○	○		
	花き・花木の植栽費が必要なとき	○	○		○	○	○	○		
	花き・花木の育成費が必要なとき	○	○		○	○	○	○		
	品種を転換したいとき	○			○	○	○			
家畜導入	乳牛・繁殖牛の購入費が必要なとき	○	○		○	○	○	○		
	乳牛・繁殖牛の育成費が必要なとき	○	○		○	○	○	○		
	肥育牛の購入費が必要なとき	○	○		○	○	○	○		
	肥育牛の育成費が必要なとき	○	○		○	○	○	○		
	繁殖豚の購入費が必要なとき	○	○		○	○	○	○		
	繁殖豚の育成費が必要なとき	○	○		○	○	○	○		
	肥育豚、鶏の購入費が必要なとき	○	○		○	○	○	○		
特用家畜の購入費が必要なとき		○	○		○	○	○	○		
畜産公害の防止費用が必要なとき		○	○		○	○	○	○		
運転資金が必要なとき		○	○	○	○	○	○	○	○	
境生 改善 環境	農家住宅を改良・取得したいとき						○	○		
	生活改善施設、環境整備施設を取得したいとき									
	生活雑排水施設を取得したいとき						○	○		
流加工 通工	農産物処理加工施設を取得したいとき	○	○		○	○	○	○		
	食品流通システムを整備したいとき	○			○					
負債整理・経営再建費が必要なとき		○	○							○
罹災後の復旧、再建費が必要なとき				○						
観光農業施設を取得したいとき		○	○		○	○	○	○		
内水面養殖施設を取得したいとき			○				○	○		
パソコンを取得したいとき		○	○		○	○	○	○		
営業権・商標権を取得したいとき		○			○	○	○			
農業研修その他の準備資金が必要なとき		○			○		○			

※上記資金のほか災害の発生状況に応じて、県農業災害対策資金を創設する場合があります。

※○印であっても、条件により融資が受けられない場合があります。詳細は各相談窓口にておたずねください。

I 農業経営改善関係資金(一元的融資手続きの対象資金)

一元的融資手続きの主な貸付対象者

- ① 認定農業者
- ② 認定新規就農者
- ③ 一般農業者: 次の要件のすべてを満たす農業者
 - (ア) 農業所得が総所得の過半、又は農業粗収益が200万円以上(法人の場合は1,000万円以上)であること。
 - (イ) 主として農業経営に従事すると認められる青壮年の家族農業従事者がいること。
 - (ウ) 個人の農業者であって、60歳以上であるときは、その後継者が現に主として農業に従事しており、かつ、将来においても主として農業に従事することが見込まれること。
 - (エ) 簿記記帳を行っていること。(今後、確実と見込まれる場合を含む。)
- ④ 家族経営協定締結者: ①～③(経営体育成強化資金の場合は③のみ)の家族経営の経営主以外の農業者であって、次の2つの事項が明確になっている家族経営協定を締結している者
 - (ア) 経営のうちの一部の部門について主宰権があること
 - (イ) その部門の経営の危険負担及び収益の処分権があること
- ⑤ 集落営農組織: 農業者が主たる構成員となっている法人格を有しない農業を営む任意団体であって、次の要件の全てを満たすもの(農業改良資金の場合は農業を営むを問わない。)
- ⑥ 任意団体: 集落営農組織以外の法人格を有しない農業を営む任意団体のうち、①～④及び⑧の者が全構成員の過半を占めるものであって、規約を有する任意団体(農業改良資金の場合は、農業を営むを問わず⑧を除く。)
- ⑦ 六次産業化法、みどりの食料システム法、米穀新用途利用促進法、農林漁業バイオ燃料法の認定者
- ⑧ 農業参入法人: 原則として5年以内に認定農業者となる計画を有する農業を営む法人(経営開始後決算を2期終えていないものに限る。)
- ⑨ 目標地図に位置付けられた者

(1) 農業経営基盤強化資金(スーパーL資金) (公庫資金)

どんな場合に借りられるか (事業内容)	金利は (貸付利率)	だれが借りられるか (貸付対象者)	返済は何年以内 (償還期限(うち据置))	いくらまで借りられるか (貸付限度額)
「農業経営改善計画」達成のために行う次の事業 (1) 農地等の取得、造成、改良 (2) 農業経営のための施設や機械等の取得等 (3) 農産物加工処理、流通販売施設、観光農業施設等の取得等 (4) 営業権、特許権等の取得 (5) 家畜の購入、果樹等の新改植、農地・機械・施設のリース料 (6) 経営改善のために必要な長期運転資金 (7) 制度資金を除く負債の整理 等	※ 0.95% ～ 1.80%	① 認定農業者	25(10)年	個人 3億円 (特認6億円) 法人 10億円 (特認20億円) 融資率10割

※借受者が、地域計画のうち目標地図に位置付けられた認定農業者又は農地中間管理機構から農用地等を借り受けた認定農業者の場合は、貸付当初5年間、2%を上限とし、0%まで引き下げる金利負担軽減措置があります。(国の予算枠あり)

(2) 経営体育成強化資金 (公庫資金)

どんな場合に借りられるか (事業内容)	金利は (貸付利率)	だれが借りられるか (貸付対象者)	返済は何年以内 (償還期限(うち据置))	いくらまで借りられるか (貸付限度額)
前向き投資 (1) 農地等の取得、造成、改良 (2) 果樹の新植、改植又は育成 (3) 家畜の購入又は育成 (4) 農機具、施設の改良、造成又は取得 (5) 農機具、農地のリース料の一括前払い 等	1.80%	②～④の農業を営む者 ⑤ 集落営農組織 ⑧ 農業参入法人 ⑨ 目標地図	25(3)年 ※据置期間 ・果樹の新改植等は10年以内 ・認定新規就農者の農地取得は5年以内	個人1.5億円 法人等 5億円 農業参入法人 1.5億円 融資率 8割 ※

※認定新規就農者が、青年等就農計画に従い農地等を取得する場合の貸付限度額の特例(1,000万円まで負担額の100%)

(3) 農業改良資金 (公庫資金)

どんな場合に借りられるか (事業内容)	金利は (貸付利率)	だれが借りられるか (貸付対象者)	返済は何年以内 (償還期限(うち据置))	いくらまで借りられるか (貸付限度額)
(1) 新たな農業部門の経営の開始 新規の作物・家畜等を導入し、従来取扱っていない作目区分へ進出する場合 (2) 新たな加工の事業の経営の開始 自ら生産した農畜産物を主原料とした加工の事業を新たに開始する場合及び既に加工の事業に取り組んでいた者が従来の技術・経営ノウハウで対応できない新しい加工の事業を開始する場合 (3) 農畜産物又はその加工品の新たな生産方式の導入 先駆的な技術で、品質・収量の向上及びコスト・労働力の削減に資するものを導入する場合 (4) 農畜産物又はその加工品の新たな販売方式の導入 自ら生産した農畜産物又はこれを主原料とする加工品について、従来の技術・経営ノウハウで対応できない新しい販売の方式を導入する場合	無利子	⑦ 六次産業化法認定者等	12(3)年 ※条件不利地域等では12(5)年 ※六次産業化法認定者等が借入れる場合は12(5)年	個人 5,000万円 法人等 1.5億円 融資率 10割

(4) 青年等就農資金 (公庫資金)

どんな場合に借りられるか (事業内容)	金利は (貸付利率)	だれが借りられるか (貸付対象者)	返済は何年以内 (償還期限(うち据置))	いくらまで借りられるか (貸付限度額)
認定新規就農者が、青年等就農計画の目標達成を図ろうとするのに必要な事業 (1) 農地等の改良等 (2) 農業経営用施設・機械等の改良、造成、取得 (3) 農産物の加工処理・流通販売施設、観光農業施設等の改良、造成、取得 (4) 創立費又は開業費その他の繰延資産の取得等 (5) 家畜・果樹の購入、農地賃借料の支払いその他の青年等就農計画の目標達成のために必要な長期資金	無利子	② 認定新規就農者	17(5)年	3,700万円 (特認1億円) 融資率 10割

(5) 農業近代化資金

どんな資金があるか (資金の種類)	どんな場合に借りられるか (事業内容)	だれが借りられるか (貸付対象者)	貸付利率 ※1	償還期限 (うち据置)※2	貸付限度額 ※3	融資率 ※4	
構築物造成・ 農機具等取得資金 (通称:1号資金)	畜舎、果樹棚、農機具等の農産物の生産、流通又は加工に必要な施設(観光農業施設、農家民宿等を含む。)の改良、造成、復旧又は取得	①認定農業者 個人	0.95% ～ 1.80%	15(7)年 農機具のみ 7(2)年	1,800万円	10割以内	
		①認定農業者 法人			2億円		
		⑤集落営農組織		15(3)年 農機具のみ 7(2)年	2億円	8割以内	
	②～④の農業を営む個人	1,800万円					
	③一般農業者 法人	2億円					
	上記の事業内容のうち、復旧に関する事業を除いたもの	⑥任意団体		2億円			
⑧農業参入法人		1.5億円					
果樹等植栽育成資金 (通称:2号資金)		果実その他の永年性植物の植栽又は育成	①認定農業者 個人	0.95% ～ 1.80%	15(7)年	1,800万円	10割以内
	①認定農業者 法人		2億円				
	⑤集落営農組織		2億円				
	果樹、オリーブ、茶、多年生草本、桑又は花木の植栽又は育成	②～④の農業を営む個人	1,800万円			8割以内	
		③一般農業者 法人	2億円				
		⑥任意団体	1.5億円				
⑧農業参入法人							
	家畜購入育成資金 (通称:3号資金)	乳牛その他の家畜の購入又は育成	①認定農業者 個人	0.95% ～ 1.80%	7(2)年	1,800万円	10割以内
			①認定農業者 法人			2億円	
⑤集落営農組織			2億円				
②～④の農業を営む個人			1,800万円			8割以内	
			③一般農業者 法人				2億円
			⑥任意団体				1.5億円
⑧農業参入法人							
	小土地改良資金 (通称:4号資金)	事業費1,800万円を超えない規模の農地又は牧野の改良、造成又は復旧	①認定農業者 個人	0.95% ～ 1.80%	15(7)年	1,800万円	10割以内
			①認定農業者 法人		15(3)年		
⑤集落営農組織							
上記のうち、復旧に必要な資金を除く事業		②～④の農業を営む個人	8割以内				
		③一般農業者 法人					
		⑥任意団体					
⑧農業参入法人							
	長期運転資金 (通称:5号資金)	農地・農業機械・施設等のリース料全額の一括支払、研修、品種転換、農産加工品等調査、通信・情報処理機材取得、商標権取得、法人参加、農業費等の運転資金	①認定農業者 個人	0.95% ～ 1.80%	15(7)年	1,800万円	10割以内
			①認定農業者 法人		15(3)年	2億円	
⑤集落営農組織			2億円				
農業機械のリース料全額の一括支払 (⑧農業参入法人については、農業費等の運転資金を含む。)		②～④の農業を営む個人	1,800万円			8割以内	
		③一般農業者 法人	2億円				
		⑥任意団体	1.5億円				
⑧農業参入法人							
	農村環境整備資金 (通称:6号資金)	診療施設その他の農村における環境の整備のために必要な施設の改良、造成又は取得	農業協同組合等	1.80%	20(3)年	15億円	8割以内
大臣特認資金 (通称:7号資金)	次の施設等の改良、造成又は取得 (1)農村における給排水施設 (2)特定の農家住宅 (3)水田を利用した水産動物の養殖施設	①認定農業者 個人	0.95% ～ 1.80%	15(7)年	1,800万円	①⑤が(3)を行う場合は 10割以内	
		①認定農業者 法人		15(3)年	2億円		
		②～④の農業を営む個人			1,800万円		
		③一般農業者 法人			2億円		
		⑤集落営農組織			2億円		
		⑥任意団体			1.5億円		
⑧農業参入法人							
	県知事特認資金 (通称:8号資金)	経営開始又は、経営規模拡大に必要な農地等の取得	①認定農業者 個人	1.25% ～ 1.80%	10(3)年	1,800万円	10割以内
			①認定農業者 法人			3,600万円	
②認定新規就農者 個人			1,500万円				
②認定新規就農者 法人			3,000万円				

※1 目標地図に位置付けられた認定農業者の場合、貸付当初5年間、2%を上限とし、0%まで引き下げる金利負担軽減措置があります。

※2 認定新規就農者が青年等就農計画に従って就農する場合、償還期限、据置期間に特例措置があるときがあります。

※3 知事特認により貸付限度額が増額になる場合があります。

※4 集落営農組織に係る貸付限度額の特例(10割以内)は、貸付額が3,600万円に達するまでに限り適用されます。

※ 一元的融資手続きの対象外となる共同利用施設の貸付対象者が、要件により農業近代化資金を借り入れることもできます。

Ⅱ その他の資金

(1) 農業経営改善促進資金 (スーパーS資金)

どんなものに借りられるか (事業内容)	金利は (貸付利率)	だれが借りられるか (貸付対象者)	償還期限 (うち据置)	いくらまで借りられるか (貸付限度額)
農業経営改善計画の達成のために必要な短期の運転資金	1.90%	① 認定農業者	原則として 農業経営 改善計画 期間中	個人 500万円 (畜産、施設園芸 2,000万円) 法人 2,000万円 (畜産、施設園芸 8,000万円)

(2) 経営体育成強化資金 (負債整理資金、公庫資金)

どんなものに借りられるか (事業内容)	金利は (貸付利率)	だれが借りられるか (貸付対象者)	償還期限 (うち据置)	いくらまで借りられるか (貸付限度額)
再建整備資金	1.80%	②～④の農業を営む者 ⑨ 目標地図	25(3)年	個人 1,000万円 (特認 1,750万円) (特定 2,500万円) 法人 4,000万円
償還円滑化資金				既往債務の5年間の支 払い合計額 (特認10年間)

(3) 農林漁業セーフティネット資金 (公庫資金)

どんなものに借りられるか (事業内容)	金利は (貸付利率)	だれが借りられるか (貸付対象者)	償還期限 (うち据置)	いくらまで借りられるか (貸付限度額)
災害により被害を受けた経営の再建に必要な資金 法令に基づく処分又は行政指導により経済的な損失を受けた経営の維持安定に必要な資金 社会的、経済的環境の変化等経営者の責めに帰すことができない事由により、経営状況が悪化している場合の経営の維持安定に必要な資金	0.95～1.55%	① 認定農業者 ② 認定新規就農者 (経営開始後3年以内) ③ 一般農業者 ④ 家族経営協定締結者 ⑤ 集落営農組織 ⑨ 目標地図	15(3)年	600万円 ※特認(簿記記帳を行っ ている場合)年間経営費 の6/12に相当する額 又は粗収益の6/12に 相当する額のいずれか 低い額

Ⅲ 信用保証制度

農協等から制度資金を借入れる場合、岡山県農業信用基金協会がその債務を保証する制度があります。規定の保証料をお支払いいただくことにより規定されている限度額までは、原則として融資対象物件以外の担保や同一経営内の保証人以外の保証人なしで、債務保証を受けることができます。

主な保証対象資金	無担保・無保証人保証限度額			基本保証料率
農業近代化資金※ 農業近代化資金【新規就農者等農地取得資金】 農業改良資金 株式会社日本政策金融公庫資金※ 農業経営改善促進資金(スーパーS資金)※ (参考) 畜産特別資金	個人	一般 認定新規就農者	3,000万円 【1,500万円】	0.43～0.53%(無担保) 【0.48%】
		認定農業者	3,600万円 【1,800万円】	
	法人	一般 認定新規就農者	6,000万円 【3,000万円】	0.17～0.27%(有担保) ※3段階で設定
		認定農業者	7,200万円 【3,600万円】	
(参考) 青年等就農資金	—	—	3,700万円	0.29%(無担保)